

○経済産業省令第五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に關する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十六日

経済産業大臣 海江田 万里

貿易関係貿易外取引等に關する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に關する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次の一号を加える。

十五 本邦において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第二号に規定する

原子力緊急事態又は同条第一号に規定する原子力災害等の災害が発生した場合における援助の用に供するため外国政府、国際機関等から輸入した貨物に付随して提供された使用に係る技術を、当該援助の終了後当該貨物の返送のための輸出に付随して提供する取引

附 則

この省令は、公布の日から施行する。